

新型コロナウイルスの影響に伴う窓口縮小のお知らせ

在ブリスベン日本国総領事館

新型コロナウイルス感染防止の観点から、3月26日（木）から当面の間、当館領事窓口の人員規模を縮小します。

窓口受付時間等には変更はありませんが皆様には窓口でお待ちいただくお時間が通常よりも多くなることが予想されます。

また、豪州政府が他者との距離（1～1.5m、4平米あたり1人）を確保すること（social distance）を求めていますので、当館においても3月26日より入館規制を行わせていただきます。具体的な措置は以下のとおりです。

なお、御質問がある場合には、TEL：07 3221 5188 までお電話を御願います。

- 1 来館時に手洗いとアルコール消毒をお願いさせていただきます。また、非接触型の体温計にて体温を計測させていただき、37.5℃以上の方は入館をお断りさせていただきます。
- 2 3月26日から実施している当館への入館規制については、3月31日より、一度に入館できる人数を家族の場合を除き最大で2名とさせていただき、3名以上となる場合は携帯電話番号等のご連絡先を控えさせていただいた上で、館外でお待ちいただき、入館可能となり次第、連絡させていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、以下の申請については窓口縮小の間、郵送でも受付していますので、積極的にご利用いただければ幸いです。在留届けを除き、いずれの申請書も以下の当館ホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/jp/visa/index.html>

1 旅券発給申請の仮受付

旅券有効期間が残り2ヶ月となっている方を対象として、郵送での申請を仮受付します。

必要書類は通常の旅券申請と同様ですが、現在お持ちの旅券については、旅券本体ではなく写し送付願います。

申請書類の受領後、当館より交付日をご連絡しますので、ご都合のよい来館日をお伝え下さい。その際に現在お持ちの旅券の原本を忘れずにご持参下さい。

予定された来館日にお越しいただけなくなった場合は、必ず当館へご連絡下さい。

※郵送いただく際のご注意点

旅券申請書の表と裏の署名欄のご署名は忘れずをお願いいたします。

不備があった場合は再提出が必要となる可能性がありますので、記入に漏れがないか送付前にご確認ください。

※交付について

郵送での交付は行っていません。申請者ご本人が窓口にお越しいただく必要がありますので、御理解願います。

※NSW州在住の方について

今までNSW州在住の方からの旅券の申請も受け付けていましたが、3月26日よりQLD州に入州規制がかかるため、当面の間は在シドニー総にて旅券の申請をお願いいたします。

- 2 年金受給目的での在留証明申請のうち、既に発給実績がある方の申請
- 3 戸籍関係の届出
- 4 在外選挙人登録のうち、「記載事項変更届」及び「再交付申請」
- 5 在留届

できるだけインターネットからの登録をお願いします。

インターネットからの登録は以下のURLから可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。